平成２２年（フ）第１２８２号
東京都町田市本町田3399番地７
破産者　大久保建設株式会社
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２８３号
東京都町田市金森1728番地55、開始決定時の住所東京都町田市上小山田町3006番地３
破産者　大久保幸信
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５５５号
奈良県桜井市大字桜井362番地
破産者　有限会社建具工房ヤマモト
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
鳥取県鳥取市賀露町西１丁目3010番地２
破産者　有限会社カネタニクリーンサービス
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５４号
山口県萩市大字椿575番地２
破産者　烏田　　力
１　決定年月日　平成23年４月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第５５５号
熊本県上天草市大矢野町中5638番地
破産者　野口　和子
１　決定年月日　平成23年４月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８１４号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番11―703号
破産者　高橋　伸幸
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０２９号
札幌市東区北23条東22丁目６番８―503号、破産開始決定時の住所札幌市東区北８条東16丁目２番11号
破産者　濱口　淑枝
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
滋賀県甲賀市信楽町小川1917番地69
破産者　窪田美佐子
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８１号
滋賀県甲賀市水口町虫生野中央167番地　メゾンフルーレ３号、前住所京都市中京区西洞院通四条上る蟷螂山町479番地　ルネス・ピース四条烏丸806号
破産者　尾山　淳二（旧姓小野）
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０４号
大津市北大路３丁目25番32―101号、前住所大津市唐橋町７番38―413号
破産者　能勢　輝武
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６６号
大津市柳川１丁目24番10号　園方
破産者　井上　明彦
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７７号
滋賀県湖南市石部南７丁目７番39号、前住所滋賀県甲賀市甲南町新治170番地８
破産者　マルヤスこと　中野　　保
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９６号
滋賀県草津市下物町299番地
破産者　糸岡鉄工所こと　糸岡　　守
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４１号
大津市大石富川４丁目1586番地の１
破産者　奥村　　博
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
鳥取県鳥取市賀露町西１丁目3010番地２
破産者　金谷　義信
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１２０号
滋賀県栗東市上砥山字吉田303―３
破産者　ファスコ株式会社
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２号
宮崎県都城市安久町5725番地
破産者　株式会社丸野建設
１　決定年月日　平成23年４月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４２６号
静岡県御殿場市茱萸沢110番地の２　ハビテーションＳ101
破産者　松居　孝明
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係